

国民健康保険・後期高齢者医療制度

「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」、「**限度額適用認定証**」の申請・更新時期です！

「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」は、医療機関を受診した際の医療費の窓口負担や入院時の食事代の自己負担額を減額するために必要なものです。ただし、国民健康保険に加入している世帯で、市道民税課税世帯に属する70歳未満の方の場合は、医療費の自己負担限度額を上回った窓口負担額のみ減額となります。

現在使用している認定証は、7月31日までの有効期限となっています。8月以降に必要な方は、保険係③番窓口で申請・更新手続きを行ってください。なお、後期高齢者医療制度に加入の方で認定証を申請されたことがあり、令和2年度も対象となる方には、7月中旬以降に保険証と併せて郵送しますので手続きは不要となります。**新認定証の色は「黄色」**です。現在お持ちの認定証は、有効期限が切れましたら破棄してください。

◆申請・更新時に必要なもの

保険証、印鑑（国民健康保険に加入している世帯は、世帯主の印鑑）、マイナンバーカードまたは通知カード

◆国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者で手続きが必要な方（後期高齢者医療保険加入者は今まで一度も申請したことがない方）

区 分		対 象
70歳以上	現役Ⅱ	年収約770万円～約1,160万円 (課税所得380万円以上690万円程度)
	現役Ⅰ	年収約370万円～約770万円 (課税所得145万円以上380万円程度)
	区分Ⅱ	令和2年度市道民税非課税世帯に属する方
	区分Ⅰ	区分Ⅱの世帯のうち次のいずれかに該当する世帯 ・世帯全員が所得0円で、かつ公的年金収入額80万円以下の方 ・老齢福祉年金を受給されている方
70歳未満		国保加入者全員が対象です。 ただし、世帯主に国税の滞納がある方は、いったん減額前の額でお支払いいただくこととなります。詳しくは保険係③番窓口にお尋ねください。

後期高齢者医療被保険者証の切り替え

現在ご使用いただいている保険証は7月31日までの有効期限が切れるため、7月中に新保険証をお送りします。**新保険証の色は「水色」**です。現在お持ちの保険証は、新保険証が届きましたら破棄してください。

また、医療機関での本人窓口負担（一部負担金）の割合は、前年中の所得に基づき決定しますが、有効期間内であっても、所得や世帯構成などの一部変更に伴い、本人窓口負担（一部負担金）の割合が変更となる場合は、市から新たな保険証をお送りします。

保険証のこの部分に、本人窓口負担（一部負担金）の割合を印字しています。



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年7月31日
交付年月日	〇〇年7月1日
被保険者番号	01234567
被 住 所	広城市連合町1丁目
被 保 険 者 氏 名	広域 太郎
性 別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
被保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合

公印
(朱)

問保険係Tel 54-2121